

大阪大学核物理研究センター長選考規程

第一条 大阪大学核物理研究センター長（以下「センター長」という。）候補者の選考については、この規程により行う。

第二条 核物理研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次の各号の一に該当する場合にセンター長候補者（以下「候補者」という。）を選考する。

- 一 センター長の任期が満了するとき
- 二 センター長が辞任を申し出たとき
- 三 センター長が欠員となったとき

2 候補者の選考は、前項第一号に該当する場合は、任期満了の日の一月以前に、同項第二号及び第三号に該当する場合は、速やかに行う。

第三条 運営委員会は、本学の専任教授の中から、選挙により候補者を選考し、センター長に推薦する。

2 前項の選挙には、核物理研究センター専任教員のうちから核物理研究センター教授会（以下「教授会」という。）で選出された若干名の選挙者を加えるものとする。

第四条 前条の選挙は、三分の二以上の委員が出席する運営委員会において単記無記名投票により行い、過半数の得票者をもって推薦する候補者とする。

第五条 センター長は、運営委員会から候補者の推薦があった場合は速やかに教授会を召集し、候補者の氏名を報告する。

第六条 教授会は、選挙により候補者を決定する。

2 前項の選挙は、三分の二以上の構成員が出席する教授会において、運営委員会から推薦のあった候補者について投票により行い、過半数の賛成票をもって決定する。

3 教授会で決定した候補者は、教授会がやむを得ない理由と認めた場合のほか辞退することはできない。

第七条 センター長の任期は、大阪大学核物理研究センター規程第四条第三項の規程によるものとし、その始期は、四月一日を常例とする。

2 第二条第一項第二号及び第三号の場合における後任のセンター長の任期は、前項の規定にかかわらず、就任後満一年を経過した直後の三月三十一日までとする。

第八条 この規程の解釈に疑義が生じたときは、運営委員会の議を経て、教授会が決定する。

第九条 本規程の改正は、教授会において出席者の過半数の同意を必要とする。

2 本規程の改正には、あらかじめ運営委員会において出席者の三分の二以上の同意を必要とする。

附 則

1 この規程は、昭和六十三年五月十八日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選考されるセンター長の任期は、第七条第一項の規定にか

かわらず、就任日から平成四年三月三十一日までとする。

附 則

この改正は、平成元年六月二十一日から施行する。

附 則 (抄)

この改正は、平成二年九月十九日から施行する。

附 則

この改正は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この改正は、平成十三年二月二十一日から施行する。

附 則

この改正は、平成十六年四月一日から施行する。